



熊本県公報

第13571号
令和8年(2026年)
9月18日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除……………	(砂防課) 1
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除……………	(〃) 1
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除……………	(〃) 2
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除……………	(〃) 2
○土砂災害警戒区域の指定……………	(〃) 2
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………	(〃) 3
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除……………	(〃) 3
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除……………	(〃) 3
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………	(〃) 4
○熊本県公共工事請負契約約款の一部改正……………	(監理課) 4
○産業廃棄物処理施設の設置許可申請……………	(循環社会推進課) 4
公 告	
○熊本県総合福祉センターの指定管理者の募集……………	(健康福祉政策課) 5
○農用地利用集積等促進計画の認可……………	(担い手支援課) 7
○令和8年度(2026年度)職業訓練指導員試験の合格者の決定……………	(労働雇用創生課) 7
○高速液体クロマトグラフタンデム四重極型質量分析装置一式の一般競争入札の実施……………	(管理調達課) 8
○地籍調査成果の認証……………	(技術管理課) 12
登 載 依 頼	
○令和8年度(2026年度)熊本県肝炎対策協議会の開催……………	(肝炎対策協議会) 12
○熊本県立高等学校学習者用端末(令和9年度(2027年度)入学生向け)賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等……………	(教育政策課) 12
○熊本県立高等学校学習者用端末(令和9年度(2027年度)入学生向け)賃貸借に係る一般競争入札の実施……………	(〃) 13

告 示

熊本県告示第673号

平成22年(2010年)9月24日熊本県告示第900号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和8年(2026年)9月18日

熊本県知事 木 村 敬

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
湯山4-2	山鹿市平山	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第674号

平成23年(2011年)12月27日熊本県告示第1297号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条

第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。
令和8年（2026年）9月18日

熊本県知事 木 村 敬

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
柚木谷2	山鹿市鹿北町柚木谷	別図のとおり	土石流	別図のとおり

（別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部において縦覧に供する。）

熊本県告示第675号

平成27年（2015年）3月17日熊本県告示第251号（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和8年（2026年）9月18日

熊本県知事 木 村 敬

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
久原川	山鹿市久原	別図のとおり	土石流	別図のとおり

（別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部において縦覧に供する。）

熊本県告示第676号

平成27年（2015年）3月20日熊本県告示第263号（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和8年（2026年）9月18日

熊本県知事 木 村 敬

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
三郎丸-2	山鹿市菊鹿町五郎丸	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

（別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部において縦覧に供する。）

熊本県告示第677号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和8年（2026年）9月18日

熊本県知事 木 村 敬

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
久原川	山鹿市久原	別図のとおり	土石流

（別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域

振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第678号
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。
令和8年（2026年）9月18日

熊本県知事 木 村 敬

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
柚木谷2	山鹿市鹿北町岩野	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
湯山4-2	山鹿市平山	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
三郎丸-2	山鹿市菊鹿町五郎丸	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり

（別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部鹿本地域振興局土木部において縦覧に供する。）

熊本県告示第679号
平成20年（2008年）7月23日熊本県告示第683号（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。
令和8年（2026年）9月18日

熊本県知事 木 村 敬

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
須屋	合志市須屋	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
須屋1	合志市須屋	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり

（別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部において縦覧に供する。）

熊本県告示第680号
令和3年（2021年）3月23日熊本県告示第273号（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定）で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。
令和8年（2026年）9月18日

熊本県知事 木 村 敬

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
鹿水	合志市栄	別図のとおり	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

（別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部において縦覧に供する。）

熊本県告示第681号
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。
令和8年（2026年）9月18日

熊本県知事 木 村 敬

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
須屋	合志市須屋	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
須屋1	合志市須屋	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり

（別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部土木部に
おいて縦覧に供する。）

熊本県告示第682号
熊本県公共工事請負契約約款の一部を改正する約款を次のように定める。
令和8年9月18日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県公共工事請負契約約款の一部を改正する約款
熊本県公共工事請負契約約款（平成23年熊本県告示第349号の14）の一部を次の
ように改正する。
第3条第2項中「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費」を「材料費、
労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、
安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法
律第111号）第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費を
いう。）並びに建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160
号）第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）
に係る掛金」に改める。
附 則
この約款は、令和8年10月1日から施行する。

熊本県告示第683号
産業廃棄物処理施設について廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条第1項の許可の申請があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示し、申請書（添付された書類及び図面を含む。以下同じ。）を1か月間縦覧に供する。
なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、法第15条第6項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、熊本県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。
令和8年（2026年）9月18日

熊本県知事 木 村 敬

- 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名
熊本県八代市二見赤松町1541番地
株式会社熊産
代表取締役 永田 智彦
- 産業廃棄物処理施設の設置の場所
熊本県八代市二見赤松町字流合1541番地 外26筆
- 産業廃棄物処理施設の種類の
産業廃棄物の最終処分場であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号ロに該当するもの
- 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（これらのうち石綿含有産業廃棄物を含む。廃石膏ボード、自動車等破砕物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を除く。）
- 申請年月日
令和8年（2026年）7月3日
- 申請書の縦覧場所

- 熊本県八代保健所衛生環境課
熊本県水俣保健所衛生環境課
- 7 申請書の縦覧期間及び時間
令和8年(2026年)9月18日から令和8年(2026年)10月19日
午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先
令和8年(2026年)11月2日
熊本県八代保健所衛生環境課
熊本県水俣保健所衛生環境課
- 9 意見書の提出方法
意見書は、生活環境保全上の見地からの意見とともに氏名及び住所、対象事業の名称を日本語により記載すること。

公 告

熊本県公告第523号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

令和8年(2026年)9月18日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
- (1) 名称
熊本県総合福祉センター(以下「福祉センター」という。)
- (2) 所在地
熊本市中央区南千反畑町3番7号
- (3) 施設の規模等
ア 敷地 2,193.01平方メートル(屋外駐車場を含む。)
イ 建物 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階地上5階建 延床面積5,790.70平方メートル
ウ 施設 熊本県地域支え合いセンター支援事業所、熊本県ボランティアセンター、熊本県福祉人材・研修センター、会議室、研修ホール等
- 2 指定管理者が行う業務
- (1) 社会福祉に関する研修及び会議のための施設及び設備の提供に関する業務
- (2) 福祉センターの使用の許可に関する業務(行政財産の目的外使用許可に関する業務を除く。)
- (3) (2)に係る利用料金の収受に関する業務
- (4) 福祉センターの施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
- (5) その他社会福祉の増進に必要な業務
- (6) 指定管理者が福祉センターの管理上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間
令和9年(2027年)4月1日から令和12年(2030年)3月31日まで
- 4 参加資格
次に掲げる要件の全てを満たす法人その他の団体(以下「法人等」という。)であること。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 熊本県内に事業所を有すること。
- (3) 県から指名停止措置又は県と警察本部との間で締結した「指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (5) 都道府県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- (8) 法人等の代表者(役員を含む。)が、次のいずれにも該当しないこと。
ア 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
イ 公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- (9) 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次に掲げる事項に該当すること。
ア グループを構成する法人等の中から県との連絡調整を行う代表団体を選出すること。
イ 申請書の記名押印等については、構成員全員が行うこと。

- ウ 5 (1) ウからクまで並びにケ(ア)及び(イ)に掲げる書類については、構成員それぞれについて提出すること。
- エ 申請については、一のグループにつき一の提案に限ること。また、構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。
- オ 代表団体が(1)から(8)までに掲げる要件の全てを満たし、かつ、その他の構成員が(1)から(8)まで((2)を除く。)に掲げる要件を満たすこと。
- 5 申請の手續
- (1) 提出書類
- 申請に当たっては、次に掲げる書類を提出すること。
- ア 指定管理者指定申請書(熊本県公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例施行規則(平成16年熊本県規則第46号)別記様式)
- イ 熊本県総合福祉センター指定管理者事業計画書及び収支予算書
- ウ 参加資格に関する申立書
- エ 法人等であることを証する書類
- (ア) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (イ) 当該法人の登記事項証明書
- オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
- カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類
- キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類(従業員を雇用していない事業者を除く。)
- ク 納税証明書
- (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
- (イ) 熊本県の県税(当該県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税)について未納がないことの証明書
- ケ その他知事が必要と認める書類
- (ア) 熊本県内の事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
- (イ) 暴力団排除に関する申立書
- (ウ) 申請団体がグループを構成する場合、グループ構成員表及び原本証明がなされた協定書(構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類)の写し
- (2) 申請書の提出先
- 郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県健康福祉部健康福祉政策課総務班(熊本県庁行政棟新館3階)
電話番号096-333-2192
- (3) 提出期間
- 令和8年(2026年)9月18日(金)から令和8年(2026年)10月19日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。
- 郵送の場合は、書留郵便により令和8年(2026年)10月19日(月)の午後5時までには必着とする。
- 電子メール及びファクシミリでの提出は受け付けない。
- (4) 提出部数
- 正本1部、副本11部(副本については、写しで可)
- 6 指定管理候補者の選定
- 健康福祉部指定管理候補者選考委員会(以下「選考委員会」という。)の選考意見を踏まえて、最終的に県において指定管理候補者を選定する。
- なお、選考委員会では、県が別に定めた審査基準に沿って各委員が審査及び採点を行い、選考意見を取りまとめる。
- 7 現地説明会
- 現地説明会への参加を希望する場合は、令和8年(2026年)9月30日(水)までに、5(2)に対し、電話により法人等の名称、参加者の氏名及び現地説明会の開催希望日を伝えてその参加を申し込むこと。
- なお、現地説明会の開催日時(令和8年(2026年)10月上旬予定)及び開催場所については、参加希望者に電話により連絡する。
- 8 留意事項
- (1) 次に掲げる事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
- ア 申請書の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。
- イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
- エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
- オ その他選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるとき。
- (2) 提出された書類は、県庁内での使用及び選考委員会での検討のため複写する。
- (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号)に基づく開示の請求により開示することがある。
- 9 その他

- (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
- (2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
- (3) 問合せ先
5 (2) に同じ

熊本県公告第524号
農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。
令和8年（2026年）9月18日

熊本県知事 木 村 敬

1 農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定等を行う者		賃借権の設定等を受ける者		農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	氏名又は名称	住 所	
宮原 里美	相良村	池田 昌彦	相良村	球磨郡相良村大字川辺字七折1461ほか1筆
竹松 正三	相良村	池田 昌彦	相良村	球磨郡相良村大字川辺字七折1472
西岡 恵美	京都府大山崎町	池田 昌彦	相良村	球磨郡相良村大字川辺字七折1473
中村 長一郎	相良村	池田 昌彦	相良村	球磨郡相良村大字川辺字七折1476
木崎 博之	相良村	池田 昌彦	相良村	球磨郡相良村大字川辺字七折1479
菅野 光男 (亡) 菅野正藤	錦町	清水 英明	錦町	球磨郡相良村大字川辺字上高原1－1ほか2筆
永井 香代子	相良村	内元 聖	相良村	球磨郡相良村大字柳瀬字中ノ口311－2

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
西川 定信	錦町	球磨郡錦町大字西字堂ノ下2255－1ほか2筆
株式会社大泉龍寺	あさぎり町	人吉市鬼木町字三反田1124－1ほか8筆
農蘇 正順	人吉市	人吉市井ノ口町字池ノ上702ほか15筆
上原 今朝幸	人吉市	人吉市上原田町字牛塚字井川尻301
株式会社大泉龍寺	あさぎり町	人吉市上原田町字馬草野字中馬草野660－1
東 照	人吉市	人吉市下田代町字川添689ほか2筆
村並 舞姫	人吉市	人吉市下永野町字永前田1119ほか1筆
森田 俊介	山江村	人吉市上原田町字馬草野字中馬草野639ほか1筆

2 認可年月日
令和8年（2026年）9月10日

熊本県公告第525号
職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条第1項の規定により実施した令和8年度（2026年度）職業訓練指導員試験の合格者は、次のとおりである。

令和8年（2026年）9月18日

熊本県知事 木 村 敬

令和8年度（2026年度）職業訓練指導員試験合格者

受験番号	2	4	5	6
------	---	---	---	---

熊本県公告第526号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和8年（2026年）9月18日

熊本県知事 木 村 敬

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品及び数量
高速液体クロマトグラフタンデム四重極型質量分析装置 一式
- (2) 調達物品に係る入札・契約担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (3) 調達物品の仕様等
別紙発注仕様書による。
- (4) 納入期限
令和9年（2027年）3月31日（水）
- (5) 納入場所
仕様書のとおり
- (6) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (7) 入札金額
入札金額は、本調達物品購入に要する費用の総額とする（配送費等納入に要する一切の費用を含む。）。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
- (8) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。
- (9) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- 次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合、また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要な場合は、次のアからエまでのとおり受け付ける。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間
公告の日から令和8年（2026年）10月2日（金）午後3時まで
イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等の取得
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
エ 提出の方法
熊本県庁ホームページの管理調達課ページを確認の上、提出すること。提出は、アの受付期間内とする。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る

- 更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 納入しようとする物品の仕様を示す書類を熊本県保健環境科学研究所へ提出し、審査を受け、本調達物品の仕様に適合している証明（別紙様式「仕様適合証明願（書）」による。）を受けた者であること。なお、熊本県保健環境科学研究所の審査を受ける期間は公告の日から令和8年（2026年）10月9日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も随時受け付けるが、入札に間に合わないことがある。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 2(5)の仕様適合証明願（書）
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。
なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から令和8年（2026年）10月20日（火）午後3時まで
- (4) 提出先
1(2)の入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があつた場合は電子入札システムにより、書面での提出があつた場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間
1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和8年（2026年）10月20日（火）午後3時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和8年（2026年）10月30日（金）まで行う。
- (3) 入札の方法
ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和8年（2026年）10月29日（木）午後3時までに電子入札システムにより入札すること。
イ 紙入札による入札の方法
(ア) 日時 令和8年（2026年）10月30日（金）午前10時
(イ) 場所 1(2)の入札・契約担当部局
(ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送又は持参により事前提出を行うときは、令和8年（2026年）10月29日（木）（必着）までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付、又は持参することとする。当該提出においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」と「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、1回目の開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び紙入札において入

札書を郵送等により事前提出した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとする。

(6) 入札の無効

次のアからセまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 紙入札による入札において委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 紙入札による入札において記名押印を欠く入札（担当者の氏名及び連絡先電話番号の記入がある場合を除く。）

エ 紙入札による入札において金額を訂正した入札

オ 紙入札による入札において誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

カ 明らかに連合によると認められる入札

キ 紙入札による入札において同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札

ク 紙入札による入札において2以上の意思表示をした入札

ケ 紙入札による入札において入札書にくじ番号や入札金額直前の「¥」等必要事項の記入がない入札

コ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

サ 電子入札システムによる入札において入札執行（開札）日までに指名停止措置その他の指名の取消事由に該当した者の入札

シ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

ス 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

セ その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(2)の入札・契約担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。

ただし、入札金額錯誤届の提出期限は4(3)イ(ア)の日時までとする。

1(2)の入札・契約担当部局は入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号。以下「規則」という。）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

本契約に係る議会の議決の日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

ア 契約保証金を納付する場合

契約をしようとする者は、次の(ア)及び(イ)のとおり、規則第77条第1項の規定により契約金額の100分の10以上の金額（現金に代え、国債、県債、鉄道債券その他の政府の保証のある債券、銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行若しくは契約担当者が確実に認める金融機関（銀行を除く。）の保証で可）を納付し、契約保証金納入書を提出しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。

(ア) 納付期限 本契約に係る議会の議決の日

(イ) 納入場所 1(2)の入札・契約担当部局

イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合

規則第78条の規定により次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、契約

保証金を免除することができる。

(ア) 契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（当該保険の保険期間の終日は、契約期間以降とする。）を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
(イ) 契約をしようとする者が、過去 2 年の間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）

なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、次の契約保証金の免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。

a 提出書類 契約保証金免除申請書

b 添付書類

イ(ア)に該当する場合にあつては、履行保証保険証券

イ(イ)に該当する場合にあつては、履行証明願（書）

c 提出期限 本契約に係る議会の議決の日

d 提出場所 1 (2) の入札・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 仕様適合証明等に関すること。

熊本県保健環境科学研究所

電話番号 0 9 6 4 - 2 3 - 5 7 9 5

ファックス番号 0 9 6 4 - 2 3 - 5 2 6 0

イ 入札手続、仕様等に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 0 9 6 - 3 3 3 - 2 5 8 0

ファックス番号 0 9 6 - 3 8 1 - 9 0 1 0

ウ 競争入札参加資格審査申請、電子入札システム利用届に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 0 9 6 - 3 3 3 - 2 5 8 1

ファックス番号 0 9 6 - 3 8 1 - 9 0 1 0

エ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 0 9 6 - 3 7 3 - 2 0 3 2

ファックス番号 0 9 6 - 3 7 0 - 5 4 5 5

(2) 受付時間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで（熊本県の休日を定める条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased:

High-Performance Liquid Chromatography - Tandem Mass Spectrometry (LC-MS/MS) System ,2sets

(2) Delivery period:

March 31, 2027

(3) Delivery Place:

Kumamoto Institute of Public Health and Environmental Science

1240-1 Kurizakimachi, Uto City, Kumamoto Prefecture, 869-0425, Japan

(4) Date and Place for tender:

Date: October 30, 2026 10:00 a.m.

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Procurement Division

(2nd floor of Prefectural Government Main building)

(5) Name of Department in Charge of Bidding Contract:

Management and Purchasing Division Treasury Bureau

Kumamoto Prefectural Government

6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

862-8570, Japan

Phone: 096-333-2580

(6) Time -limit for tender by mail (Registered only) :

Tender must arrive no later than Date: October 29, 2026

(7) Other:

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

熊本県公告第527号
国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。
令和8年（2026年）9月18日

熊本県知事 木 村 敬

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認証年月日
小国町	令和5年度（2023年度）から令和6年度（2024年度）まで	大字北里の一部③	地籍図及び地籍簿	令和8年（2026年）9月11日
小国町	令和5年度（2023年度）から令和6年度（2024年度）まで	大字北里の一部②	地籍図及び地籍簿	令和8年（2026年）9月11日

登 載 依 頼

熊本県肝炎対策協議会公告第1号
熊本県肝炎対策協議会を、次のとおり開催する。
なお、当該協議会の傍聴手続は、次のとおり。
令和8年（2026年）9月18日

熊本県肝炎対策協議会 会長

1 開催日時
令和8年（2026年）11月16日（月）
午後7時から午後8時30分まで

2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁 防災センター1階 101会議室

3 議題
（1）第二次熊本県肝炎対策推進計画の進捗状況について
（2）第三次熊本県肝炎対策推進計画の策定について
（3）その他

4 傍聴者の定員
10人

5 傍聴手続
（1）傍聴希望者は、協議会の開催予定時刻までに、当該協議会の会場において、協議会の許可を得た上で、協議会の会場に入ることができる。
（2）傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
（3）会議中、公開になじまない事項を審議する必要がある場合は、協議会を途中で非公開とする場合がある。

6 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県健康福祉部健康危機管理課感染症対策班
（電話096-333-2240）

熊本県教育委員会告示第29号
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。
令和8年（2026年）9月18日

熊本県教育長 越 猪 浩 樹

- 1 競争入札に付する事項
熊本県立高等学校学習者用端末（令和9年度（2027年度）入学生向け）賃貸借
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、業種（詳細業種）が「リース・レンタル（OA機器類）」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から令和8年(2026年)10月6日(火)午後3時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和11年(2029年)3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和10年(2028年)9月1日から令和10年(2028年)10月31日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県教育委員会公告第37号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和8年(2026年)9月18日

熊本県教育長 越 猪 浩 樹

1 競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

熊本県立高等学校学習者用端末(令和9年度(2027年度)入学生向け)貸貸借

(2) 業務に係る発注・入札・契約担当部局

熊本県教育庁教育政策課教育DX・働き方改革推進室働き方改革推進班(熊本県庁行政棟新館7階)

郵便番号 862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

(3) 業務に係る入札事務部局

熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

(4) 業務の内容

熊本県立高等学校学習者用端末(令和9年度(2027年度)入学生向け)貸貸借要求仕様書(以下「仕様書」という。)による。

(5) 貸貸借期間

令和9年(2027年)4月1日(木)から令和14年(2032年)3月31日(水)まで

(6) 納入期限及び納入場所

仕様書による。

(7) 入札方式(紙入札併用案件)

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。

ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者

イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者

ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

(8) 入札金額

入札金額は、1月当たりの賃借料とする。見積りに当たっては、60月賃借料率で計算すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。

- (9) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。
- (10) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、業種（詳細業種）が「リース・レンタル（OA機器類）」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合、また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要な場合は、次のアからエのとおり受け付ける。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わない場合がある。
ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間
公告の日から令和8年（2026年）10月6日（火）午後3時まで
イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
エ 提出の方法
イの提出先へ熊本県ホームページの管理調達課ページを確認の上、提出すること。
提出する場合は、アの受付期間内とする。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 納入しようとする物品が仕様書に示す仕様に適合していること。これを保証するため、機能等証明書、仕様適合確認書及び製品仕様書、カタログ等を令和8年（2026年）10月14日（水）午後3時までに1(2)の発注・入札・契約担当部局に提出し、機能等証明書審査結果通知書による承認を受けた者であること。
- (5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(4)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
ア 競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
イ 2(4)に係る機能等証明書審査結果通知書
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から令和8年（2026年）10月26日（月）午後3時まで
- (4) 提出先
1(3)の入札事務局
- (5) 内容の確認
入札参加希望者は、契約担当者から(1)イの書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (6) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

- 1 (2) の発注・入札・契約担当部局において公告の日から令和8年(2026年)10月26日(月)午後3時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1 (2) の発注・入札・契約担当部局において公告の日から令和8年(2026年)11月5日(木)まで行う。
- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和8年(2026年)11月4日(水)午後3時まで電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
(ア) 日時 令和8年(2026年)11月5日(木)午前10時
(イ) 場所 1 (3) の入札事務局
(ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送又は持参により事前提出を行うときは、令和8年(2026年)11月4日(水)(必着)までに1 (3) の入札事務局へ書留郵便で送付し、又は持参することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1 (1) の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1 (1) の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係りのない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、1回目の開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び紙入札において入札書を郵送等により事前提出した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとする。
- (6) 入札の無効
次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
- ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札
- イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
- エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
- オ 紙入札による入札において入札書に未記入の項目がある入札
- カ 紙入札による入札において入札金額の有効数字直前に「¥」の記号がない入札
- (7) 入札金額の錯誤
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1 (3) の入札事務局を窓口として1 (2) の発注・入札・契約担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4 (3) イ(ア)の日時までとする。
1 (2) の発注・入札・契約担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
- ア 入札金額の総額と単価の取り違い
- イ 入札金額単位の誤り
- (8) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (9) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により

作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額（1月当たりの借入代金）に借入月数（60月）を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付し、契約保証金納入書を提出しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(2)の発注・入札・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。

熊本県教育庁教育政策課教育DX・働き方改革推進室

電話番号 096-333-2673

ファックス番号 096-384-1509

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 入札手続（紙入札移行承認等）及び電子入札システム利用届に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

エ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name and quantity of commodity
Computer rental for learners of kumamoto prefectural high school
1,550 computers

(2) Date and place to tender
Date: November 5th, 2026, 10:00 am
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau, Management and Procurement Division
(2nd floor of Prefectural Government Main Building)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Educational Policy Division
Board of Education Prefectural Office of Kumamoto

6-18-1 Suizenji, Chuoku, Kumamoto-City,
Kumamoto Prefecture
862-8609, Japan
Phone: 096-333-2673
(4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen